

別紙2 リスク分担表（案）

1. 共通事項

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	事業者
計画変更	県の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
施策変更	県の施策の変更（本事業に影響を及ぼすもの）によるもの	○	
公募書類	入札説明書等の誤りによるもの	○	
資金調達	県が必要な資金を調達できない場合	○	
	事業者が必要な資金を調達できない場合		○
法令変更	本事業に直接関係する法令の新設・変更（税制度を除く）によるもの	○	
税制度の変更	法人税の変更によるもの		○
	税制度の改正による、事業者の収支の影響	○	
	本事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更による増減 サービス対価の支払に係る消費税法の変更によるもの	○	
金利変動	基準金利確定前の金利変動に関するもの	○	
	基準金利確定後の金利変動に関するもの		○
許認可の遅延等	事業者の責めによらない許認可取得の遅延に関するもの	○	
	上記以外の事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
住民対応	本事業を行政サービスとして実施すること及び県からの提示条件（自由提案施設を除く。）に関する住民運動等	○	
	上記以外の調査・工事等の事業者の業務に関する住民運動等		○
環境保全	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏えいや騒音・光・臭気に関するもの（水質汚濁、地下水等）		○
契約締結	県の責めにより事業契約が締結できない場合	○	
	事業者の責めにより事業契約が締結できない場合		○
	上記以外により事業契約が締結できない場合	○	○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴い、設計又は工期の変更、設備の修復等により、事業者の経費の増加及び事業契約の履行不能	○	○

## 2. 設計・建設段階

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	事業者
測量調査	県が行った調査の不備、誤り等によるもの	○	
	事業者が行った調査の不備、誤り等によるもの		○
用地	県が事前に公表した資料に明示されているもの		○
	県が事前に公表した資料からは予見できない土壌汚染、埋蔵文化財、地中障害物等が発見された場合	○	
設計	設計の不備、誤り等によるもの		○
設計変更	県の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による設計変更に伴うもの	○	
	上記以外の事由による設計変更に伴うもの		○
建設工事の遅延・未完工	県の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による建設工事の遅延や未完工	○	
	不可抗力による建設工事の遅延や未完工	○	○
	上記以外の事由による工程変更に伴うもの		○
工事監理	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		○
物価変動	設計・建設期間中のインフレ・デフレ	○	○
建設工事費	県の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による建設工事費の増大	○	
	不可抗力による建設工事費の増大	○	○
	上記以外の要因による建設工事費の増大		○
第三者賠償	建設工事に伴う騒音、振動等により、近隣住民に損害を加えた際の賠償金支払義務の発生		○
地盤沈下	建設工事に伴う地盤の沈下による、建設工事費の増加		○
要求性能未達	工事完了後、公共側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○

### 3. 運営・維持管理段階

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	事業者
施設瑕疵	新水泳場に隠れた瑕疵が見つかった場合		○
	既存施設の瑕疵	○	
	整備中施設の瑕疵	○	
性能	県の要求する性能に達しないために必要となる改善、その他損害に関するもの（新水泳場に限り）		○
物価変動	運営・維持管理期間中のインフレ・デフレ	○	○
需要変動 (収入及び 業務費)	県の施策変更（利用料金の減免制度の変更等）及び県の責めによる事業内容・用途・要求水準の変更等に起因する収入や業務費の変動	○	
	上記以外によるもの		○
光熱水費 変動	物価変動以外の要因による光熱水費の変動	○	○
自由提案 事業	自主事業、付帯事業の実施に係るすべてのリスク		○
施設・備品の 損傷・盗 難等	不可抗力に起因する損傷等	○	○
	事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる第三者の責めによる損傷等		○
	上記以外の要因による損傷等	○	
債務不履行	サービス水準の未達その他の事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害		○
	支払債務の不履行その他の県の債務不履行による事業契約の解除による損害	○	
支払遅延 ・不能	県の事由による支払遅延・不能によるもの	○	
第三者賠償	県の責めに帰すべき事由による第三者への損害に関するもの	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による第三者への損害に関するもの		○
施設明渡	施設移管手続に伴う諸費用の発生、事業会社の清算手続に伴う損益等		○
	事業期間終了時における要求水準の保持		○